

都道府県条例における規定内容（情報提供 （あっせん、調停に関するものに限る）関係）

大阪府	<p>(情報の提供及び消費者教育等)</p> <p>第30条 府は、消費者の自主的かつ合理的な行動を促進するため、必要に応じて商品及び役務等の品質、安全性その他の内容に関する試験及び検査並びに需給の状況等に関する調査の結果の発表等消費生活に関する知識の普及及び情報の提供並びに学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じた消費生活に関する教育の充実に努めるものとする。</p>
千葉県	<p>(審議会の調停等)</p> <p>第27条 知事は、前条第1項の規定により申出のあった苦情であつて、県民の消費生活に著しく影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあると認めるもの又はその解決が著しく困難であると認めるものについては、審議会のあっせん又は調停に付することができる。</p> <p>2 審議会は、前項のあっせん又は調停のために必要があると認めるときは、当該あっせん又は調停に係る事業者、消費者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 <u>知事は、第1項の規定により苦情をあっせん又は調停に付したときは当該苦情についての情報を、当該苦情が解決し、又は解決の見込みがないと認めるときは当該あっせん又は調停の経過及び結果についての情報を県民に提供するものとする。</u></p>
東京都	<p>(事件の周知)</p> <p>第30条 <u>知事は、紛争の解決を委員会に付託したときはその概要を、当該紛争が解決したとき又は解決の見込みがないと認めるときは審議の経過及び結果を明らかにして、同一又は同種の原因による被害の防止及び救済を図るものとする。</u></p>
神奈川県	<p>(消費者被害救済委員会のあっせん等)</p> <p>第23条 知事は、前条第1項の規定による申出に係る被害のうち、その被害の内容が県民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるものがあるときは、その被害に係る紛争を公正かつ迅速に解決するため、神奈川県消費者被害救済委員会（以下「委員会」という。）のあっせん又は調停に付することができる。</p> <p>2 <u>知事は、委員会のあっせん又は調停に付された紛争のうち、特に必要があると認めるものの委員会におけるあっせん又は調停の経過及び結果を県民に明らかにするものとする。</u></p>
熊本県	<p>(消費者苦情の処理に関する情報の提供)</p> <p>第43条 <u>知事は、委員会に行かせたあっせん又は調停について、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴いて、当該消費者苦情の概要並びにあっせん又は調停の経過及び結果に係る情報のうち、消費者の被害の発生又は拡大を防止するために必要なものを必要な範囲内において県民に提供するものとする。</u></p>

※大阪府消費者保護条例では、あっせん及び調停に関する情報提供の規定が明文化されていないため、第30条の規定を適用し、情報提供を行っている。